

2 教健第 8 1 9 号
令和 3 年 2 月 1 2 日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、本日開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、令和 3 年 2 月 1 4 日（日）で緊急対策期間を終了することが示されました。これを踏まえて、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を“レベル 2”から“レベル 1”へ移行することとします。

については、下記のとおりに対応としますので、適切な感染症対策を行った上で学習活動を実施するよう貴所属の関係職員へ周知願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）」P13

記

- 1 令和 3 年 2 月 1 5 日（月）～同月 2 1 日（日）（移行期間）
＜移行期間における対応について＞
 - （1）「感染リスクの高い学習活動」（部活動において実施する場合を含む。）について、適切な感染症対策を行った上で、徐々に実施すること。
 - （2）宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とすること。
 - （3）練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施すること。
- 2 令和 3 年 2 月 2 2 日（月）からの対応について
 - （1）「感染リスクの高い学習活動」（部活動において実施する場合を含む。）について、適切な感染症対策を行った上で実施すること。
 - （2）宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。
 - （3）練習試合や合同練習会等を実施可能とすること。
- 3 既に実施している対応の継続について
 - （1）緊急事態宣言対象地域（今後追加される地域も含む。以下同じ。）への不要不急の往来は自粛すること。
 - （2）大学入試や就職試験、各種全国大会等やむを得ない事情により緊急事態宣言対象地域へ往来する場合は、往来後 2 週間の健康観察を徹底すること。
 - （3）各学校における感染症対策の状況について、チェックリストを活用して確認の上、対策を徹底すること。
 - （4）移行期間中は、児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。

*「衛生管理マニュアル」P22、45、46 参照

4 その他

- (1) 生徒同士の会食やマスクを外しての会話など感染リスクの高い行動を自粛するよう指導すること。
- (2) 不要不急の外出や外泊などを自粛するよう指導すること。

(事務担当	高校教育課	主幹	箱崎	電話	024-521-7769)
(特別支援教育課	主幹	赤坂	電話	024-521-7779)
(健康教育課	主幹	佐藤	電話	024-521-7777)